

予定価格の事後公表試行要領

(目的)

第1 この要領は、建設工事の入札手続きにおいて予定価格を事前に公表することにより適正な競争が行われにくく、建設業者の見積努力を損なわせるなどの弊害が懸念されることから、予定価格の事後公表を試行し、その効果等を検証するため、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2 予定価格の事後公表の対象は、栃木県が発注する競争入札に付する建設工事のうち、予定価格が土木・設備工事1億円（建築工事は2億円）以上の工事とする。

(予定価格の設定方法)

第3 事後公表する予定価格は消費税等を含まない金額とする。

(事後公表の方法)

第4 予定価格の事後公表は、「入札結果報告書」（様式第8号）により契約締結後に、発注機関において行うものとする。

(入札回数)

第5 入札執行回数は1回とする。なお、一般競争入札に付する場合は入札公告又は入札説明書に「入札執行回数は1回とする。」と明示するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第6 競争入札に付する建設工事については、入札に際し工事費内訳書の提出を求めるものとする。
なお、工事費内訳書に関する取扱いについては、別に定めるものとする。

(留意事項)

第7 予定価格書は、電子入札（栃木県が執行する建設工事の請負及び建設工事関連業務の委託を電子入札システムを使用して行う競争入札及び随意契約）案件を除き従来どおり封書にし、その取扱いに十分留意するものとする。

2 予定価格を超える額の入札については、無効の扱いとしない（総合評価落札方式による場合を除く。）ものとする。なお、事前に入札を辞退することを妨げない。

3 落札者がいない場合においても、特段の事情がない限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約は行わないものとする。

附 則

この要領は平成21年6月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

附 則

この要領は平成23年1月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

附 則

この要領は平成28年2月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

附 則

この要領は平成29年4月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

附 則

この要領は令和3年10月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。